

尼崎市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人（設立準備中の法人を含む）又は平成27年3月31日以前から市内で保育所を運営している宗教法人（以下「法人」という。）が、国の就学前教育・保育施設整備交付金等を活用し、児童福祉法第39条（昭和22年法律第164号）第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）の施設整備及び設備整備を行おうとする場合において、当該事業に要する経費（以下「事業費」という。）の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この交付要綱において、施設整備とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創設事業 新たに保育所を整備することをいう。
- (2) 増改築事業 既存施設の現在定員の増員を行う施設の建替え又は新たに認定こども園へ移行し保育所部分又は教育部分の増員を行う施設の建替えをすることをいう。
- (3) 改築事業 既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の建替えをすることをいう。
- (4) 大規模改修事業 国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に定める「大規模修繕等」をいう。

(補助の対象)

第3条 補助対象となる施設は、児童福祉法第35条第4項の規定により認可を得て、本市内に設置された若しくは新たに設置する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条又は第17条の規定に基づき、認可若しくは認定を受けた認定こども園（当該補助事業の活用後、認可若しくは認定を受けて認定こども園となる園を含む。）（以下「法人施設」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条第1号に定める事業の補助対象については、尼崎市における保育の量確保事業に基づき、新たに設置する保育所及び「保育環境改善及び民間移管計画」に基づき、民間移管の対象となる公立保育所の保育事業を引継いで運営する法人が新たに設置する保育所。
- (2) 前条第2号及び3号に定める事業については、既存の法人施設のうち、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物又は令和5年8月22日付こ成事第431号「老朽民間児童福祉施設等の整備について」の対象事業に該当する建物。
- (3) 前条第4号に定める事業については既存の法人施設のうち、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物又は改築若しくは改修を行った日から10年以上を経過して使用に堪えなくなった建物で、別に市長が定める改修を行う建物。ただし、保育環境改善対策事業補助金に申請することができる法人施設は補助対象外とする。

(補助対象事業費)

第4条 補助対象事業費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本体工事費
- (2) 冷暖房設備工事費
- (3) 電気、ガス及び給排水設備工事費
- (4) 工事事務費
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、他の助成を受ける経費は、補助対象事業費としない。

(補助金額)

第5条 市長は、この要綱に基づき、予算の範囲内において、法人が行う事業のうちの補助対象事業費の一部を補助するものとする。補助金額は、こども家庭庁が定める就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱第8に定める交付額に市町村負担額を加えた金額とする。補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 第2条第4号に定める事業においては、補助金額の上限を3,000万円とし、補助対象事業費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額が2,000万円に満たない場合は補助対象外とする。

3 認定こども園の場合、前項の実支出額は保育所部分と教育部分を合算したものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人の代表者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）

2 申請者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助対象経費に占める補助金額の割合を乗じて得た金額。以下同じ。）が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

3 市長は、第1項の交付決定において、当該交付決定の段階で当該補助金の仕入れに係る消費税額等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から除いた額について交付決定を行うものとし、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第15条に定める実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を消費税

仕入控除税額報告書（第16号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、前条第1項に基づく交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（工事着工の届出）

第9条 補助事業者は、補助金に係る工事に着工したときは、速やかに工事着工届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更）

第10条 補助事業者は、第6条により申請した補助事業の内容に変更が生じたときや、第7条第1項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（第5号様式）を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、第7条の規定に準じ交付決定を行い、その旨を補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第12条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長に当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事業遂行困難状況報告書（第9号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（完了届）

第13条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届（第10号様式）を提出しなければならない。

（完了検査）

第14条 補助事業者は、工事が完了したときは、速やかに市の完了検査を受けなければならない。また、工事を翌年度に繰り越すときには、市の出来高検査を受けなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書（第11号様式）を、事業が翌年度に繰り越すときには、年度終了実績報告書（第12号様式）を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（是正命令等）

第16条 市長は、前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

（額の確定）

第17条 市長は、第15条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該年度に交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第13号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第10条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、法人から提出される補助金交付請求書（第14号様式）により、補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に行つた交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (4) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号、第5号及び第7号に該当するとき。
- (5) 暴力団等の利益になるとき。
- (6) 国の就学前教育・保育施設整備交付金又は子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）が採択後、当該交付金が取消されたとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（帳簿の備付け）

第20条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入および支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第21条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した所管省庁が定める金額以上の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭

和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により担当大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

(補助金の返還)

第22条 市長は、第17条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- 2 市長は、第19条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- 3 市長は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供した場合において、当該部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(遅延利息)

第23条 補助事業者は、前条第1項、第2項又は第3項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補足)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

- 2 補助事業者は、補助金の交付等に関し国等から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

- 2 尼崎市保育所建設補助金交付要綱(平成17年5月1日施行)は廃止する。

ただし、平成26年度に着手し、平成27年度に事業完了した事業については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。ただし、平成28年度に着手した事業については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。ただし、平成29年度に着手した事業については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に着手した事業については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年1月26日から施行する。